

板橋区外国人学校児童・生徒 保護者負担軽減補助金交付要綱

昭和57年2月	6日	区長決裁
昭和61年4月	1日	一部改正
昭和62年4月	1日	一部改正
平成4年4月	1日	一部改正
平成5年6月18日		全部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成12年4月	1日	一部改正
平成23年6月22日		一部改正
平成24年4月	1日	一部改正
平成24年7月	9日	一部改正
令和3年4月	1日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して授業料の一部を補助し、その負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 外国人学校

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に基づき認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で教育基本法（昭和22年法律第25号）で定める義務教育相当年齢の児童・生徒を教育するものをいう。

(2) 保護者

本区において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載されている日本国籍以外の者で、外国人学校に授業料を納入する義務を負っている者をいう。

(補助の要件)

第3条 補助金は、保護者が本区の住民基本台帳に記載されている期間中に、外国人学校に納入した当該年度分の授業料の月数に応じて交付する。

2月の途中で保護者が住民基本台帳に記載されなくなったとき、又は日本国籍を取得したときは、その月は1月として計算する。ただし、保護者が他の地方公共団体から同種の補助金を受けているときを除く。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、児童・生徒一人につき、月額8,500円とする。ただし、保護者が納入した授業

料が、この額を下回るときは、当該納入した額とする。

2 補助金は、前期分（4月から9月分）と、後期分（10月から翌年3月分）の2回に分けて交付する。
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金交付申請書兼在籍証明書（別記第1号様式）により当該年度の末日までに区長に申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由により、当該期日までに申請を行うことができない特別の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の補助金交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定したときは、不交付決定通知書（別記第3号様式）により、保護者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第2項の交付決定を受けた保護者は、請求書（別記第4号様式）に口座振替依頼書を添えて速やかに区長に提出しなければならない。

（補助金に関する調査）

第8条 区長は、必要があると認めるときは、保護者に対し、補助金に関して報告を求め、又は、実地調査を行なうことができる。

（決定の取消）

第9条 区長は、保護者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき及び補助金を他の用途に使用したときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により補助金の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほかは、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

付則

この要綱は、平成5年6月18日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。